

上信越高原国立公園
谷川・苗場地域管理計画書

平成13年9月

環境省自然環境局
中部地区自然保護事務所

目 次

第1	管理計画区設定方針	1
第2	谷川・苗場管理計画区	2
1	管理の基本的方針	2
(1)	保護に関する方針	2
(2)	利用に関する方針	2
2	風致景観の管理に関する事項	3
(1)	許可、届出等取扱方針	3
(2)	公園事業取扱方針	6
第3	四万管理計画区	18
1	管理の基本的方針	18
(1)	保護に関する方針	18
(2)	利用に関する方針	18
2	風致景観の管理に関する事項	19
(1)	許可、届出等取扱方針	19
(2)	公園事業取扱方針	19
第4	地域の開発、整備に関する事項	21
(1)	自然公園施設	21
(2)	一般公共施設	21
第5	土地及び事業施設の管理に関する事項	21
(1)	国有財産の管理	21
第6	利用者の指導に関する事項	21
(1)	自然解説に関する事項	21
(2)	利用者の規制	22
(3)	利用者の安全対策	23
第7	地域の美化修景に関する事項	23
(1)	美化清掃計画	23
(2)	修景緑化計画	23
第8	その他	23
(添付資料)		
1	管理計画検討会名簿	24
2	作成経緯及び検討経緯	25
3	管理計画区区分図	26
4	湯檜曽地区・基準の特例	27

第 1 管理計画区設定方針

上信越高原国立公園の管理計画は、管理の合理性などを考慮して、志賀高原地域、万座草津地域、妙高高原地域、戸隠地域、菅平地域、浅間地域及び谷川・苗場地域の7地域に区分している。

谷川・苗場地域は、上信越高原国立公園の北東部に位置し、群馬県、新潟県及び長野県の3県にまたがる地域である。

主たる自然景観は、苗場山や谷川連峰に代表される2,000メートル級の山々から構成される山岳景観である。苗場山は火山性の山地であるが、これとは対照的に谷川連峰は非火山性の山地である。

植生の概要は海拔700メートル付近から1,500メートル付近までは、ブナを主体にした落葉広葉樹林帯が、これより森林限界である1,800メートル付近には、オオシラビソ、コメツガを主体とする針葉樹林帯が分布している。森林限界から上部の鞍部や頂上台地を囲む岩礫地には、お花畑が発達している。苗場山の山頂部付近には、広大な泥炭地が発達し、多くの池塘をもつ高層湿原が形成されている。

また、この山地は、北流する信濃川水系と、南流する利根川水系の分水嶺であり、流域には国の名勝に指定されている清津峡をはじめ、赤湯や四万川上流部などにいくつかの峡谷や滝を見ることができる。

一方、本地域には、四万温泉を始め、湯檜曽温泉、谷川温泉、法師温泉、猿ヶ京温泉など古くからの温泉地も点在している。

谷川・苗場地域管理計画では、対象にする区域を風致景観及び利用形態などを勘案して、山岳景観を形成し、登山やスキーが主たる利用形態である谷川・苗場管理計画区と温泉利用及び草津あるいは谷川方面の利用の拠点である集団施設地区を中心とした四万管理計画区の2つの管理計画区に区分して取り扱う(別添図参考)。

第2 谷川・苗場管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

谷川・苗場管理計画区の風致景観の特性は、谷川連峰と苗場山から構成される山岳景観である。

谷川連峰は、谷川岳（1,977メートル）をはじめ、一ノ倉岳（1,974メートル）、茂倉岳（1,978メートル）など、2,000メートル級の山々からなる非火山性の山で構成されている。一ノ倉沢に代表される谷川岳東面やオジカ沢南面の壮大な岩壁は、当地区の景観の特性のひとつとなっている。

また、多雪地帯であるため、稜線上には各所に泥炭地が発達し、高層湿原や雪食凹地を形成し、そこに生育する植生とあいまって独特の景観を形成している。

これに対して、苗場山（2,145メートル）は、谷川連峰が非火山性の山岳であるのに対し、火山性の山であり、頂上部には広大な台地が広がっている。

谷川連峰と同様に、苗場山周辺も多雪地帯であるため、稜線部や火山性台地上には、各所に泥炭地が発達し、高層湿原や雪食凹地を形成し、そこに生育する植生とあいまって本地域の景観を特徴付けている。特に、苗場山山頂一帯の火山性の台地には、多くの池塘を有する広大な高層湿原が広がっている。

本管理計画区の北部には、柱状節理で構成される20キロメートルに及ぶ峡谷、国指定名勝清津峡がある。

一方、自然景観だけではなく、清津峡温泉、湯檜曾温泉、谷川温泉、猿ヶ京温泉などの温泉集落や、法師温泉、赤湯温泉、川古温泉などの自然の中にひっそりとたたずむ温泉宿も点在している。

本管理計画区では、当該地域の自然景観を構成する山岳、森林、高層湿原及び峡谷並びに人文景観を代表する温泉の街並みを風致景観の保全対象とする。

イ 保全対象の保全方針

山岳景観に代表される自然景観については、人為を加えず厳正に保全するよう努めるものとする。やむを得ず人為を加える場合は、風致景観の保全に配慮し、国立公園としての風格を保つことを基本方針とする。

苗場山頂部などの高層湿原や、山岳部に広がる高山植物群落など脆弱な植生については、利用者の歩道以外への立入を防止するなど、厳正に保全するものとする。

清津峡については、利用の拠点などから望見される場所は、人為を加えず現状のまま保全するものとする。

温泉集落に代表される人文景観については、国立公園内にふさわしく自然景観に調和した落ち着いた街並みを形成するよう努めるものとする。

ウ 保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針

人為により現存する植生が破壊された場合は、地元関係機関と協力し、植生復元などの実施を検討する。平標山付近、谷川岳肩の小屋下の雪田については、利用者も多いため、特に配慮するものとする。

必要な施設の整備とあわせて、利用者に自然保護思想を普及啓発し、自然保護に対して正しい理解と協力が得られるよう諸施策を講じることにより、より効果的に自然環境及び風致景観の保護を図る。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

谷川岳周辺の主な利用形態は、春から秋にかけては、谷川連峰への登山や岩登り、冬にはスキー、四季を通しての温泉利用やドライブである。

谷川岳には年間約2万9千人の登山者が訪れ、そのうちのほとんどの登山者が、谷川岳ロープウェイから天神尾根を經由して山頂に至る谷川岳登山（天神尾根）線道路（歩道）を利用する。

春から秋には、一ノ倉沢に多くの利用者が訪れる。また、冬には、谷川岳天神平スキー場へ多くの利用者が訪れるほか、冬山を登る登山者もある。

苗場山周辺の主な利用形態は、谷川岳周辺と同様に、春から秋にかけては苗場山への登山、冬にはスキー、四季を通じての温泉利用及びドライブである。

苗場山には、年間約1万4千人の登山者が訪れている。比較的登山が容易な山であるため、近年入り込み者が増加する傾向にある。

冬の主たる利用形態は、苗場山麓のスキー場利用で、年間約340万人の利用者がスキーに訪れる。

以上のような利用動態に鑑み、当地域を登山及びスキー並びに温泉利用を主体とした地域と位置づけ、これを利用方針とする。

イ 利用施設の整備及び管理方針

利用者の立ち入りなど人為により現存する植生が破壊されることを未然に防止するため、また安全かつ適正な登山を誘導するため、歩道及び登山道には、木道、指導標及び避難小屋など必要な施設を整備をする。

谷川連峰の中心に位置する谷川岳肩の小屋については、多くの利用者があるため、気象情報の提供などの他、登山者の安全を確保するため有人化を検討する。

また、当地域の利用特性の一つに関連するスキー場について、既存のスキー場の拡張については必要最小限とする。

各温泉集落にある宿舎事業については、国立公園内にふさわしい自然景観に調和した街並みを形成するよう指導する。

ウ 利用指導及び利用規制方針

安全かつ適正な登山を誘導するため、指導標や木道などの施設を適切に配置するほか、国立公園の利用拠点や各種行事を通じて、関係行政機関及び関係者の協力を得て、利用者に対する登山情報の提供やマナーの向上の呼びかけなどを実施する。

谷川岳一ノ倉沢付近については、道路の幅員が狭く、かつ、行き止まりである車道に自動車による利用者が集中し混雑している現況に鑑み、関係機関と協力して公害の少ない代替輸送機関の設置を含めた今後の対策について検討する。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第180-1号)第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第30項の規定に基づき環境大臣が定めた「上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成12年9月6日付け環境庁告示第61号)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号)において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地 区	項 目	取 扱 方 針
各行為共通	全管理計画 区共通	残土処理方法	残土処理については、国立公園区域外で処理するものとする。ただし、きわめて少量の場合で事業敷地内において敷きならしなどにより処理できる場合、又は風致景観に支障がないよう適切に処理されると認められる場合はこの限りではない。
		廃材処理方法	廃材については、国立公園区域外で処理するものとする。

<p>1 工作物 (1)建築物</p>	<p>全管理計画 区共通</p>	<p>基本方針 規模 デザイン 、色彩、材料等 修景緑化方法</p>	<p>周囲の自然環境及び国立公園内の建築物としてふさわしいと認められる既存建築物と調和のとれた形態とする。</p> <p>目的を達成する範囲で必要最小限のものとする。</p> <p>屋根の形態は、原則として、切妻又は寄棟屋根とする。ただし、積雪対策など合理的な理由がある場合はこの限りではない。</p> <p>屋根の色彩は、原則として、焦げ茶色系とする。ただし、自然材料（日本瓦、銅板を含む）を使用する場合はこの限りではない。</p> <p>外部から望見される部分については、周辺自然景観に調和するようできるだけ自然材料又は自然材料を模したものを使用する。</p> <p>壁面の色彩は、茶色系又はうす茶色系とする。</p> <p>建築物の周囲には、人工的なイメージを和らげ、周辺の自然環境と調和するようできるだけ修景植栽を施す。</p>
<p>(2)道路 (車道)</p>	<p>全管理計画 区共通</p>	<p>基本方針 付帯施設の取扱 法面処理方法 修景緑化方法</p>	<p>目的及び必要性を十分審査し、必要最小限の規模とする。また、自然に与える影響が最小となる工法をとる。</p> <p>付帯の建築物については、「(1)建築物」の取扱方針に準ずる。</p> <p>橋梁の色彩は、焦げ茶色系とする。ただし、構造がコンクリートによる場合は、石張り又は自然石にもして表面を模して表面を仕上げ、明度を落すなど工法のを検討する。</p> <p>危険防止柵は原則としてガードケーブルを使用する。やむを得ずガードレールを用いる場合で、展望地などから望見される箇所では、自然景観に調和するよう外側を焦げ茶色系又は暗灰色系で塗装する。</p> <p>必要に応じ動物用横断トンネル等を設け、動物の移動に配慮する。</p> <p>側溝は、小動物の移動に支障のない形態とする。</p> <p>道路標識やカーブミラーなどの設置は、安全確保上必要と認められる範囲にとどめる。</p> <p>トンネルの露出部分は石張り又は自然石に模した表面仕上げとする。</p> <p>法面は自然環境を維持するよう原則として表土を活用するか、郷土種を用いて緑化する工法をとる。ただし、早急な緑化が必要な場合であって周辺自然環境への影響が軽微であると認められ、かつ郷土種を併用する場合には、外来牧草種の使用を認める。</p> <p>モルタル又はコンクリート吹き付け工は、安全確保上他に工法がない場合以外は認めない。</p> <p>ロックネット、ロックフェンス、落石防止柵等の表面仕上げは、自然景観に調和するよう焦げ茶色系又は暗灰色系とする。</p> <p>擁壁は、自然石を用いるか又は自然石に模した表面仕上げとする。</p> <p>沿道に植栽帯を設けるなど、修景緑化を行う場合は郷土種を用いるものとする。</p>

		その他	<p>支障となる植物のうち移植可能なものは仮植え後、周辺の緑化復元に利用する。</p> <p>工事に伴う地形変更部は、あらかじめ表土を剥ぎ取りいったん保存し、これを周辺の緑化復元に利用する。</p> <p>廃道敷は、舗装等人工物を撤去の上、郷土種を用いて自然状態に緑化復元する。ただし、取り壊すことにより災害の発生するおそれのある擁壁などについてはこの限りではない。</p>
(3)電柱、鉄塔、アンテナ	全管理計画区共通	基本方針 規模、色彩等	<p>主要な展望地、利用拠点などから望見される場合は、許可しない。</p> <p>電柱は、できるだけ電線を地下埋設することにより設置しない。</p> <p>やむを得ず電柱を地上に設置する場合であって、電線と電話線が並行する場合は、共架方式とする。</p> <p>アンテナは共同方式又は分散方式など、風致景観に対する支障が最小になる方法をとる。</p> <p>規模は、目的を達成する範囲で必要最小限のものとする。</p> <p>色彩は自然景観に調和するよう焦げ茶色系又は暗灰色系とする。ただし、安全確保上必要な場合など、合理的な理由がある場合はこの限りではない。</p>
(4)自動販売機	全管理計画区共通	基本方針	<p>屋外における単独での設置は許可しない。</p> <p>建物に付随して屋外に設置する場合は、周辺自然景観に調和するよう本体を自然材料で覆うか、焦げ茶色系など周辺の自然環境と調和した色彩で塗装する。</p>
2 木竹の伐採	全管理計画区共通	基本方針	<p>通常の森林施業に係るもの、施設の維持管理のため必要なもの、安全確保上必要なもの以外は許可しない。</p>
3 土石の採取 (1)ボーリング等	全管理計画区共通	基本方針	<p>湿原、温泉、湧水等水文環境への影響を十分考慮する。</p>
(2)採石業	全管理計画区共通	採取方法	<p>河川砂利の採取は、主要展望地、利用拠点などから望見される場所を避ける。また、河川の水量を変化させる工法を避ける。</p>
(3)その他	全管理計画区共通	基本方針	<p>災害防止又は期間を定めて実施する学術研究のために行われるもの以外は許可しない。</p>
4 広告物	全管理計画区共通	基本方針 規模、構造	<p>乱立を避けるため、必要最小限の個数とするほか、同種の目的を持つもの及び設置する位置が同じものとはできるだけ統合する。</p> <p>主たる眺望方向にあたる箇所での設置は許可しない。</p> <p>規模は目的を達成する範囲で必要最小限のものとする。</p> <p>材料は、できるだけ木材や石材などの自然材料を用い、地は焦げ茶色又は自然材料の場合は素材色とし、文字は白色又は黒色とする。</p>

			<p>照明をつける場合は、目的を達成する範囲で必要最小限の外部照明とする。</p> <p>また、必要に応じ外国語を併記する。</p>
5 植物の採取・損傷等	全管理計画区共通	基本方針	<p>期間を定めて実施する学術研究又は公共機関が植生復元を目的として行う種子の採取以外は原則として許可しない。</p>
6 学術研究共通	全管理計画区共通		<p>許可に当たって、以下の～の事項を履行することとする。</p> <p>調査結果は自然保護事務所長宛に報告をする。</p> <p>履き物の底は柔らかいものを使用し、行為に伴う周辺植物の損傷を必要最小限とするよう配慮する。</p> <p>行為に当たっては、許可証を携行し、行為が許可されていることを明記した腕章などを着用して他の国立公園利用者との区別を明確にする。</p> <p>行為地は、できるだけ通常の公園利用者から望見されない場所を選ぶ。</p> <p>行為の時期は、利用者の集中する期間をできるだけ避ける。</p>

イ 普通地域

普通地域内における各種行為については、「国立公園普通地域における措置命令等に関する処理基準について」(平成13年5月28日付け環自国第212号)に定める処理基準によるほか、アの特別地域及び特別保護地区内の取扱方針(規模に関するものを除く。)を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導するものとする。

なお、ゴルフ場の取扱いについては、「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導方針について」(平成2年6月1日付け環自保第343号自然保護局長通知)による。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区 ()内は事業執行者	取扱方針
全事業	全管理計画区共通	<p>残土処理 残土は国立公園区域外に搬出する。ただし、きわめて少量の場合で事業敷地内において敷きならしなどにより処理できる場合又は風致景觀に支障がないよう適切に処理されると認められる場合はこの限りではない。</p> <p>廃材処理 国立公園区域外において処理するものとする。</p> <p>テニスコートの取扱い 運動場事業及び宿舎事業の付帯施設として整備されるテニスコートの取扱いについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日付け環自保第138号保護管理課長通知)による。</p>

<p>1 道路（車道）</p>	<p>全管理計画区共通</p>	<p>基本方針 目的及び必要性を十分審査し、必要最小限の規模とする。また、自然に与える影響が最小となる工法をとる。</p> <p>付帯施設 建築物の取扱いについては、「4 宿舍 全管理計画区共通 、、、」による。</p> <p>橋梁の色彩は、焦げ茶色系とする。ただし、構造がコンクリートによる場合は、石張り又は自然石に模して表面を仕上げ、明度を落すなど工法のを検討する。</p> <p>危険防止柵は原則としてガードケーブルを使用する。やむを得ずガードレールを用いる場合は、展望地などから望見される箇所では、自然景観に調和するよう外側を焦げ茶色系又は暗灰色系とする。</p> <p>必要に応じ動物用横断トンネルを設け、動物の移動に配慮する。</p> <p>側溝は、小動物の移動に支障のない形態とする。</p> <p>道路標識やカーブミラーなどの設置は、安全確保上必要と認められる範囲にとどめる。</p> <p>トンネルの露出部分は石張り又は自然石に模した表面仕上げとする。</p> <p>法面処理方法 法面は自然環境を維持するよう原則として表土を活用するか、郷土種を用いて緑化する工法をとる。ただし、早急な緑化が必要な場合であって周辺自然環境への影響が軽微であると認められ、かつ郷土種を併用する場合には、外来牧草種の使用を認める。</p> <p>モルタル又はコンクリート吹き付け工は、安全確保上他に工法がない場合以外は認めない。</p> <p>ロックネット、ロックフェンス、落石防止柵などの色彩は、自然景観に調和するよう焦げ茶色系又は暗灰色系とする。</p> <p>擁壁は、自然石を用いるか自然石に模した表面仕上げとする。</p> <p>修景緑化方法 沿道に植栽を設けるなど、修景緑化を行う場合は郷土種を用いるものとする。</p> <p>支障となる植物については移植可能なものは仮植え後、周辺の緑化復元に利用する。</p> <p>工事に伴う地形変更部は、あらかじめ表土を剥ぎ取り、いったん保存し、これを周辺の緑化復元に利用する。</p> <p>管理方法 公園利用者の安全を確保するよう適切に管理する。</p> <p>その他 廃道敷は、舗装等人工物を撤去の上、郷土種を用いて自然状態に緑化復元する。ただし、取り壊すことにより災害の発生するおそれのある擁壁などについてはこの限りではない。</p>
	<p>谷川岳東面周廻線</p>	<p>基本方針</p>

	(群馬県)	<p>土合から一の倉沢を連絡する道路であり、自動車の他に多くの歩行者がある。</p> <p>自然環境を保護するため、安全確保上必要な拡幅改良等にとどめる。</p> <p>その他 歩行者の安全確保にも十分配慮するものとする。</p>
2 道路(歩道)	全管理計画区共通	<p>基本方針 沿線の自然環境に配慮するとともに利用者が安全に歩行できるよう整備する。</p> <p>付帯施設の取扱い 利用動態及び必要性を考慮して、駐車場、公衆便所、展望台、小規模な避難小屋及び東屋などを整備する。 適切な利用を促進するため案内板、指導標、自然解説板などを整備する。なお、デザインについては、材料は、できるだけ木材や石材などの自然材料を用い、表示板等は焦げ茶色又は自然材料の場合は素材色とし、文字は白色又は黒色とする。 湿原、池塘、お花畑など脆弱な自然環境を保護するため、必要に応じ木道、立入禁止柵などを整備する。 付帯建築物のうち、避難小屋については、「5 避難小屋全管理計画区共通、 、 、 、 」に、それ以外については、「4 宿舎 全管理計画区共通、 、 、 、 、 」による。</p> <p>管理方法 必要に応じ巡視を行い、事故の防止に努めるものとともに、付帯施設や標識類も適切に維持管理するものとする。 老朽化した施設については、再整備又は撤去など速やかに対処するものとする。</p>
	谷川岳登山(天神尾根)線 (群馬県)	<p>基本方針 谷川温泉と谷川岳頂上を連絡する登山道である。安全かつ適正な利用が図られるよう配慮する。 登山者の安全を確保するため、また登山道以外へのむやみな踏む込みを防ぐため、指導標、案内板などを適切に整備する。 また、利用者の踏圧により荒廃した登山道は、土留工、階段工などを整備し、荒廃の防止に努める。 登山者の踏み荒らしなどにより高山植生が荒廃した箇所については、指導標や立入防止柵の設置、植生復元の実施など必要な対策を講じるものとする。</p>
	谷川三国線 (群馬県)	<p>基本方針 三国峠から仙ノ倉山を經由して谷川岳まで連絡する登山道である。谷川岳から三国峠までの縦走路として利用者も多い。 登山者の安全を確保するため、また登山道以外へのむやみな踏み込みを防ぐため、指導標、案内板などを適切に整備する。 また、利用者の踏圧により荒廃した登山道は、土留工、階段工などを整備し、荒廃の防止に努める。</p>

	<p>登山者の踏み荒らしなどにより高山植生が荒廃した箇所については、指導標や立入防止柵の設置、植生復元の実施など必要な対策を講じるものとする。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>遭難対策として、万太郎山付近に避難小屋の設置を検討する。</p>
川古毛渡線 (未執行)	<p>基本方針</p> <p>谷川岳と三国峠を連絡する縦走路である谷川三国線道路(歩道)の唯一のエスケープルートとして、緊急時には非常に重要な登山道である。早期に公園事業として執行し、整備することを検討する。</p>
元橋平標線 (未執行)	<p>基本方針</p> <p>三国線道路(車道)の元橋から平標山を経て上信越自然歩道線道路(歩道)に連絡している日帰りの周廻登山コースとして利用者が多い。</p> <p>早期に公園事業として執行し、登山者の踏み荒らしなどにより高山植生が荒廃した箇所については、指導標や立入防止柵の設置、植生復元の実施など必要な対策を検討する。</p>
清津峡線 (新潟県、中里村)	<p>基本方針</p> <p>清津峡の景観を探勝する登山道である。</p> <p>利用者の安全に配慮するよう転落防止柵、指導標などを必要に応じ整備する。また、天候急変時など緊急時に登山者が避難できるよう避難小屋の設置を検討する。</p> <p>管理方法</p> <p>利用者の安全確保には十分配慮するものとする。</p>
苗場登山線 (八木沢) (新潟県)	<p>基本方針</p> <p>八木沢からカッサ尾根つたいに苗場山頂まで連絡する登山道である。特に山頂部の高層湿原については、木道及び指導標、案内板などを整備し、利用者の湿原への立ち入りを防止する。また、裸地化などにより荒廃した箇所は、植生復元を実施する。</p>
苗場登山線 (小松原) (未執行)	<p>基本方針</p> <p>小松原湿原と苗場山を連絡する歩道であり、利用者も多い。</p> <p>早期に公園事業として執行し、整備することを検討する。</p>
苗場登山線 (元橋) (新潟県)	<p>基本方針</p> <p>元橋から苗場山頂を連絡する登山道である。特に山頂部の高層湿原については、木道及び指導標などを整備し、適正な利用を図るものとする。</p> <p>登山者の踏み荒らしなどにより高山植生が荒廃した箇所については、指導標や立入防止柵の設置、植生復元の実施など必要な対策を講じるものとする。</p>

	<p>上信越自然歩道線 (新潟県、長野県)</p>	<p>基本方針 上信越方面の各興味地点を連絡、周回する登山道である。必要に応じ、木道及び指導標、案内板などを整備する。</p> <p>付帯施設の取扱い 利用者の利便性を考慮し、適地に休憩所などの施設を設置するものとする。</p>
	<p>中部北陸自然歩道線 (群馬県、新潟県)</p>	<p>基本方針 中部北陸方面の各興味地点を連絡、周回する歩道として整備するものとする。</p> <p>自然とのふれあいが高まるよう、特に工種及び工法に配慮するものとする。</p> <p>付帯施設の取扱い 利用者の利便性を考慮し、適地に休憩所などの施設を設置するものとする。</p>
3 園地	<p>全管理計画区共通</p>	<p>基本方針 展望、休憩、情報提供など、地域の利用特性に応じた目的に沿って整備する。</p> <p>付帯施設の取扱い 利用動態及び必要性を考慮して、駐車場、公衆便所、展望台及び東屋などを整備する。</p> <p>適切な利用を促進するため案内板、指導標、自然解説板などを整備する。なお、デザインについては、材料は、できるだけ木材や石材などの自然材料を用い、表示板等は焦げ茶色系又は自然材料の場合は素材色とし、文字は白色又は黒色とする。照明をつける場合は、目的を達成する範囲で必要最小限の外部照明とする。</p> <p>建築物の取扱いについては、「4 宿舎 全管理計画区共通 、 、 、 、 」による。</p> <p>管理方法 付帯施設の維持管理、美化清掃など適切に行うよう努めるものとする。</p>
	<p>一の倉沢 (群馬県)</p>	<p>基本方針 一の倉沢を展望する園地として整備する。</p> <p>付帯施設の取扱い 展望施設、公衆便所、案内板などを整備する。駐車場の拡張は必要最小限とし、大幅な拡張は認めない。</p>
	<p>三国峠 (新治村、民間)</p>	<p>基本方針 谷川三国線道路(歩道)の利用拠点として、また、自動車による利用者の休憩場所として整備する。なお、老朽化した施設の再整備についても検討する。</p>
	<p>法師温泉 (民間)</p>	<p>基本方針 老朽化した施設の撤去及び再整備を検討する。</p>
	<p>芝原峠 (未執行)</p>	<p>基本方針 早期に公園事業として執行し、既存文化財に配慮しつつ、展望園地として整備することを検討する。</p>

	大峰山 (新潟県)	基本方針 谷川連峰及び魚沼三山を展望する園地として整備する。なお、老朽化した展望台の再整備についても検討する。
4 宿舎	全管理計画区共通	基本方針 国立公園利用の拠点としての機能を十分発揮するよう整備する。 利用者が国立公園に関する情報を入手できる施設とする。 規模 目的を達成する範囲で必要最小限のものとする。 建築物の高さについては、個別の取扱いにより定める。 色彩、デザイン等 周囲の自然環境及び国立公園内の建築物としてふさわしいと認められる既存建築物と調和のとれた形態とする。 外部から望見される部分については、周辺自然景観に調和するようできるだけ自然材料又は自然材料を模したものを使用する。 屋根の形態は、原則として、切妻又は寄棟屋根とする。ただし、積雪対策など合理的な理由がある場合はこの限りではない。また、色彩は、原則として、焦げ茶色系又は黒色系とする。ただし、自然材料(日本瓦、銅板を含む)を使用する場合はこの限りでない。 壁面の色彩は、茶色系又はうす茶色系とする。ただし自然材料が風化により自然景観に調和することが確実に認められる場合は素材色のままとすることも認める。 付帯施設の取扱い オイルタンクはできるだけ地下埋設とする。 修景緑化方法 建築物の周囲には、人工的なイメージを和らげ、周辺の自然環境と調和するようできるだけ修景植栽を施す。 管理運営方法 施設の維持管理、美化清掃など適切に行うよう努めるものとする。 その他 施設からの汚排水処理は、周辺の自然環境に影響を与えない方法とするとともに、できるだけ湖沼や利用動線に近い河川への排水は避ける。
	天神尾根 (民間)	基本方針 谷川岳への登山者の拠点として、また谷川岳スキー場事業の利用の拠点として整備する。 規模 建築物の高さは、15メートル以下とする。
	谷川温泉	基本方針

(民間)	<p>既存の温泉の街並みと調和するよう整備する。</p> <p>規模等 建築物の高さは、原則として、30メートル以下とする。ただし、既存の建築物が30メートルを越えている場合は既存の高さを越えないものとする。</p>
平標 (群馬県)	<p>基本方針 当面は、平標山への登山者が利用する避難小屋としての機能を持つ宿舎として整備する。</p> <p>規模等 「5 避難小屋 全管理計画区共通 、 、 、 、 」による。</p>
川古 (民間)	<p>基本方針 単独の建築物であるため、周辺の自然景観に調和するよう特に配慮する。</p> <p>規模等 建築物の高さは、20メートル以下とする。</p>
蓬峠 (民間)	<p>基本方針 谷川岳への登山者が宿泊する山小屋として整備する。</p> <p>規模等 「5 避難小屋 全管理計画区共通 、 、 、 、 」による。</p>
法師温泉 (民間)	<p>基本方針 単独の建築物であるため、周辺の自然景観に調和するよう特に配慮する。</p> <p>規模等 建築物の高さは、25メートル以下とする。</p>
小出鉱泉 (民間)	<p>基本方針 温泉の街並みと調和するよう整備する。</p> <p>規模 建築物の高さは、20メートル以下とする。</p>
苗場山 (栄村、民間)	<p>基本方針 苗場山頂の山小屋として整備する。</p> <p>規模等 「5 避難小屋 全管理計画区共通 、 、 、 、 」による。</p> <p>その他 収容力に見合った天水を十分確保できる貯水タンクを整備することとし、池塘からの取水は、必要最小限とする。 なお、排水については、周辺の池塘や利用動線に近い河川に流入しないよう十分配慮する。</p>
赤湯 (民間)	<p>基本方針 苗場山登山の宿泊拠点及び休憩施設として整備する。</p>

		<p>単独の建築物であるため、周辺の自然景観に調和するよう特に配慮する。</p> <p>規模 建築物の高さは、13メートル以下とする。</p>
5 避難小屋	全管理計画区共通	<p>基本方針 登山者の安全を確保するよう、登山情報などの提供を含め安全な登山を誘導するよう整備する。</p> <p>規模 周辺の植生を保護するため、目的を達成する範囲で必要最小限のものとする。 高さは、2階建て以下とする。</p> <p>色彩、デザイン等 周囲の自然環境及び国立公園内の建築物としてふさわしいと認められる既存建築物と調和のとれた形態とする。 外部から望見される部分については、周辺自然景観に調和することができるだけ自然材料又は自然材料を模したものを使用する。 屋根の形態は、原則として、切妻又は寄せ棟屋根とする。ただし、積雪対策など合理的な理由がある場合はこの限りではない。また、色彩は、原則として、焦げ茶色系又は黒色とする。ただし、遭難対策など合理的理由が認められる場合は、赤さび色も認めるものとし、自然材料が風化により自然景観に調和することが確実に認められる場合は素材色のままとすることも認める。 壁面の色彩は、茶色系又はうす茶色系とする。ただし自然材料が風化により自然景観に調和することが確実に認められる場合は素材色のままとすることも認める。</p> <p>付帯施設の取扱い できるだけ公衆便所を設置するものとする。 登山情報を提供する案内板などを整備する。</p> <p>管理運営方法 利用者の安全が確保され、快適に利用できるよう施設の維持管理、美化清掃に努めるものとする。</p> <p>その他 公衆便所から発生する汚物は、できるだけ周辺の自然環境に影響を与えない処理方法を検討する。便所の紙については、分別し搬出のうえ適切に処理するよう努めるものとする。</p>
	谷川岳熊穴沢の頭 (群馬県)	<p>基本方針 登山者の多い谷川岳登山(天神尾根)線道路(歩道)沿いの利用者の多い施設である。 登山情報の提供などを含め安全かつ適正な登山を誘導するよう整備する。</p>
	茂倉岳 (新潟県)	<p>基本方針 谷川連峰縦走の主要ルート上に位置し、利用者が多い施設である。</p>

		登山情報の提供などを含め安全かつ適正な登山を誘導するよう整備する。
6 休憩所	全管理計画区共通	<p>基本方針</p> <p>利用者が十分休憩できる施設として、また国立公園や周辺の情報を入手できる施設として整備する。</p> <p>規模等</p> <p>規模及び色彩、デザイン等の取扱いについては、「4 宿舎 全管理計画区共通 、 、 、 、 」による。(下記「谷川岳肩」を除く。)</p> <p>管理運営方法</p> <p>施設の維持管理、美化清掃など適切に行うよう努めるものとする。</p>
	谷川岳肩 (群馬県)	<p>基本方針</p> <p>谷川温泉と谷川岳頂上を連絡する登山道である谷川岳登山(天神尾根)線道路(歩道)沿いにあり、避難小屋としての機能が強い。谷川岳索道事業及び谷川岳天神平索道事業を経由して、多くの登山者が利用する。利用者が多いため、登山情報の提供などを含め安全かつ適正な登山を誘導するよう整備する。</p> <p>規模等</p> <p>「5 避難小屋 全管理計画区共通 、 、 、 」による。</p> <p>その他</p> <p>利用者の多い施設であり、今後の管理運営の方策について早急に検討する。</p>
	土合 (群馬県)	<p>基本方針</p> <p>谷川岳への登山者の利用拠点として、登山情報の提供や入山者数の把握など登山センターとしての機能をもった施設として整備する。</p>
	マチガ沢 (群馬県)	<p>基本方針</p> <p>谷川岳への登山者の利用誘導拠点として、既存施設の再整備を検討する。</p>
7 野営場	谷川一ノ倉沢 (群馬県)	<p>基本方針</p> <p>谷川岳への登山拠点として、また、周辺の自然に親しむ拠点として、老朽化した施設の再整備などを含め今後の取扱いを検討する。</p> <p>付帯施設の取扱い</p> <p>駐車場、公衆便所、炊事棟、案内板などの施設の他、自然解説板など自然を解説する施設を適切に配置し整備する。</p> <p>建築物の取扱いについては、「4 宿舎 全管理計画区共通 、 、 、 、 」による。</p> <p>夜間照明は防犯その他利用者の安全確保上必要と認められるものに限る。</p> <p>樹木の保存方法、修景方法</p> <p>施設の配置などにあたっては、既存の樹木はできるだけ残すよう努める。なお、移植可能なものは修景植</p>

		<p>裁に利用する。</p> <p>管理運営方法</p> <p>利用者の安全が確保され、快適に利用できるよう施設の維持管理、美化清掃に努めるものとする。</p>
8 スキー場	全管理計画区共通	<p>基本方針</p> <p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成3年6月7日付け環自国第315号自然保護局長通知）によるほか、下記の方針により取り扱う。</p> <p>保存緑地率</p> <p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成3年6月7日付け環自国第315号自然保護局長通知）の3による。</p> <p>スキー場事業施設の取扱い</p> <p>(1) 滑降コース</p> <p>滑降コースの造成にあたっては、既存の地形を最大限生かし、大規模な土地の造成を避け、自然景観に与える影響を最小限にする。</p> <p>造成後に生じる裸地は、造成の際に剥ぎ取った表土を用いて緑化復元するか、または郷土種で緑化する。</p> <p>新設又は増設される滑降コースの幅は、50メートル以下とし、既に越えているものについては原則として既存幅以下とする。また、滑降コースの間隔は十分な間隔を保ち、樹林帯を確保する。</p> <p>優れた植生が認められる場所及び災害の発生するおそれのある場所での新たな滑降コースの造成は認めない。</p> <p>(2) スキーリフト等</p> <p>設置個所は雪崩や風害の危険がない位置とする。リフトの支柱は焦げ茶色とする。</p> <p>(3) 建築物</p> <p>建築物の取扱いについては、「4 宿舍 全管理計画区共通 、、、、」による。</p> <p>高さは、原則として、13メートル以下とする。ただし、建築物の構造上、安全確保が困難な場合はその目的を達成するに足る必要最小限の高さとする。</p> <p>(4) 標識類</p> <p>安全かつ適切な利用誘導を促進するため案内板、指導標、自然解説板などを整備する。なおデザインは、原則として自然材料を用い、表示板等は焦げ茶色系（自然材料の場合は素材色も可）、文字は白色又は黒色とする。ただし、荒天時に対応するための誘導標については、必要に応じ他の色も認める。</p> <p>(5) その他の施設</p> <p>その他の施設については、目的を達成する範囲で必要最小限の規模とし、色彩は焦げ茶色系、暗灰色系又はうす茶色系とする。</p> <p>駐車場は、適正な規模とする。</p> <p>夜間照明施設は、目的を達成する範囲で必要最小限のものとする。</p>

		<p>音響施設は、目的を達成する範囲で必要最小限のものとする。</p> <p>人工造雪機は、利用者の安全確保上やむを得ず、植生に影響を与えないと認められる範囲で、かつ初冠雪のあった日で滑走が可能になった日か、11月1日のいずれか早い日から使用可能とする。</p> <p>管理運営方法 パトロール、医療救急及び緊急時連絡体制を整備する。</p> <p>その他 融雪防止剤の使用は、危険防止のために使用されるもの以外は認めない。</p>
	谷川岳 (前橋営林局、民間)	<p>基本方針 周辺自然環境を保護するため、コースの拡幅などは目的を達成する範囲で必要最小限のものとする。</p>
	苗場山麓 (前橋営林局、民間)	<p>基本方針 周辺自然環境を保護するため、コースの拡幅などは目的を達成する範囲で必要最小限のものとする。</p> <p>また、コースの拡幅などの際には、上信越自然歩道線道路(歩道)からの眺望に支障をきたさないよう十分配慮するものとする。</p>
9 給油施設	法師温泉 (民間)	<p>基本方針 自動車による公園利用者が適切に給油できるよう整備する。</p> <p>規模等 建築物の取扱いについては、「4 宿舎 全管理計画区共通、 、 、 、 、 」による。</p>
10 自動車運送施設	三国峠 (民間)	<p>基本方針 苗場方面のスキー場利用者を運送する施設である。</p> <p>規模等 建築物の取扱いについては、「4 宿舎 全管理計画区共通、 、 、 、 、 」による。</p>
11 索道	谷川岳天神平 (民間)	<p>基本方針 谷川岳索道事業の山頂駅から天神尾根までを連絡する索道である。谷川岳スキー場利用者が利用するほか、夏期には多くの谷川岳登山者も利用する施設である。</p> <p>デザイン、色彩、材料等 建築物の取扱いについては、「4 宿舎 全管理計画区共通、 、 、 、 、 」による。</p> <p>付帯施設の取扱い 建築物の取扱いについては、「4 宿舎 全管理計画区共通、 、 、 、 、 」による。</p> <p>園地の取扱いについては、「3 園地 全管理計画区共通、 」による。</p> <p>その他の施設についても、目的を達成する範囲で必要最小限の規模とし、周辺自然環境と調和したものとする。</p>

<p>谷川岳 (民間)</p>	<p>基本方針 土合から天神平を連絡する索道である。谷川岳スキー場利用者が利用するほか、夏期には多くの谷川岳登山者も利用する。</p> <p>デザイン、色彩、材料 建築物の取扱いについては、「4 宿舎 全管理計画区共通 、、、、」による。</p> <p>付帯施設の取扱い 建築物の取扱いについては、「4 宿舎 全管理計画区共通 、、、、」による。</p> <p>その他の施設についても、目的を達成する範囲で必要最小限の規模とし、周辺自然環境と調和したものと する。</p>
---------------------	--

第3 四万管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

四万管理計画区は、四万川の渓谷に沿って密集する温泉宿や、国指定の重要文化財である日向見薬師堂などからなる人文景観と、それを取り巻く森林や渓谷、大小の滝から構成される自然景観からなる地区である。

日向見川の摩耶の滝、小倉沢川の小倉の滝など、滝が渓谷の景観の重要な要素になっているのも特徴の一つである。

本管理計画では、温泉集落などの人文景観と、森林及び渓谷に代表される自然景観を保全対象として取り扱う。

イ 保全対象の保全方針

四万温泉を代表する人文景観である温泉街については、国立公園内にふさわしく落ち着いた街並みを形成することを基本方針とする。

周辺の森林については、できるだけ現状のまま保全するものとする。やむを得ず工作物などを設置する場合は、利用施設から望見される場所は避け、木竹の伐採は必要最小限とするとともに、必要最小限の規模とすることで、風致景観に配慮するものとする。

また、渓谷の景観についても、できるだけ現状のまま保全するものとする。やむを得ず、堰堤などを設置する場合は、人工物が目立たない工法をとるものとする。

ウ 保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針

利用者の立ち入りなど、人為により現存する植生が破壊された場合は、地元関係機関と協力し、植生復元対策などの実施を検討する。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

四万管理計画区は、国民保養温泉地に指定されている四万温泉を持ち、四季を通じての温泉利用が主たる利用形態である。四万温泉には、公園事業以外の宿舎を含め44件の宿舎があり、年間約43万人の利用者が訪れる。

当地区は、周辺の渓谷にある摩耶滝、小倉滝などの興味地点を訪れる利用拠点として位置付けられる一方、谷川、草津方面の利用の拠点としての集団施設地区も含む。

以上のような利用動態に鑑み、当地域を四万温泉周辺の興味地点への拠点として及び谷川、苗場方面への利用拠点として位置付け、これを利用方針とする。

イ 利用施設の整備及び管理方針

谷川、苗場方面の利用拠点として、宿舎を中心に、公共の施設である園地、駐車場、公衆便所などを集落内や周辺に適切に配置し整備する。また、摩耶滝線道路(歩道)及び小倉滝線道路(歩道)など、四万温泉周辺の滝へ連絡する歩道については、展望台、東屋及び案内板など付帯施設を必要に応じ適切に配置し、利用の快適性の向上を図る。また、登山装備を整えた利用者以外の利用者の利用も予測されることから、通行の安全が確保されるよう階段工、転落防止柵など必要な施設を整備する。

ウ 利用指導及び利用規制方針

安全かつ適正な利用を誘導するため、国立公園の利用拠点や各種行事を通じて、関係行政機関及び関係者の協力を得て、利用者に対する各種情報の提供やマナーの向上の呼びかけなどを実施する。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域に係る取扱方針

第2、2、(1) アの取扱いと同様とする。

イ 普通地域に係る取扱方針

第2、2、(1) イの取扱と同様とする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容、「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号)及び第2、2、(2)公園事業取扱方針の事業の種類毎の全管理計画区共通の取扱方針によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取扱方針
全事業	各地区共通	<p>残土処理 残土は国立公園区域外に搬出する。ただし、きわめて少量の場合で事業敷地内において敷きならしなどにより処理できる場合又は風致景観に支障がないよう適切に処理されることが認められる場合はこの限りではない。</p> <p>廃材処理 国立公園区域外において処理するものとし、国立公園区域内での処理は認めない。</p> <p>テニスコートの取扱い 運動場事業及び宿舍事業の付帯施設として整備されるテニスコートの取扱いについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日付け環自保第138号保護管理課長通知)による。</p>
1 道路(車道)	四万 (群馬県)	<p>基本方針 四万温泉集団施設地区内を網羅する道路である。歩行者の安全を確保するよう配慮する。</p> <p>付帯施設の取扱い 温泉集落の街並みと調和するよう配慮するものとする。</p>
2 道路(歩道)	摩耶滝線 (中之条町)	<p>基本方針 日向見から摩耶滝を連絡する歩道である。階段工や転落防止柵などを整備し、登山者以外の利用者にも配慮する。</p>
	小倉滝線 (中之条町)	<p>基本方針 新湯から小倉滝を連絡する歩道である。階段工や転落防止柵などを整備し、登山者以外の利用者にも配慮する。</p>
3 園地	四万	基本方針

	(群馬県、中之条町)	温泉集落の展望地点及び散策の休憩場所として適切に配置する。
4 宿舎	四万温泉 (民間)	基本方針 既存温泉の街並みと調和するよう整備する。 規模 建築物の高さは、原則として30メートル以下とする。ただし、既存の建築物が30メートルを超えている場合は既存の高さを超えないものとする。 その他 公園事業として執行することがふさわしいと認められる既存宿舎については、機会をとらえて公園事業として取扱うものとする。
5 運動場	四万温泉 (中之条町)	基本方針 四万を訪れた人が利用するテニスコートとして整備する。 付帯施設の取扱い 建築物の取扱いについては、「第2・2・(2)・4 宿舎全管理計画区共通、 、 、 、 」による。 修景植栽 テニスコートの周辺には、できるだけ修景植栽を施すものとする。
6 駐車場	四万温泉 (群馬県)	基本方針 大規模な土地の形状変更、四万川の河川敷の埋め立てなどを伴わないよう位置については配慮する。 付帯施設の取扱い 建築物の取扱いについては、「第2・2・(2)・4 宿舎全管理計画区共通、 、 、 、 」による。
7 給水施設	四万温泉 (給水施設)	基本方針 主として四万温泉集団施設地区への給水を目的として整備する。 付帯施設の取扱い 建築物の取扱いについては、「第2・2・(2)・4 宿舎全管理計画区共通、 、 、 、 」による。
8 公衆便所	四万温泉 (群馬県)	基本方針 既存温泉の街並みと調和するよう整備する。 規模等 建築物の取扱いについては、「第2・2・(2)・4 宿舎全管理計画区共通、 、 、 、 」による。

第4 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

谷川岳の利用拠点である土合周辺に、公園利用者のマナーの向上と周辺自然環境の情報提供のため、ビジターセンターの整備を検討する。あわせて、周辺登山道の案内板、指導標及び自然解説板などの整備を検討する。

苗場山頂の高層湿原及び池塘を保護するため、山頂へ至る歩道は、木道及び指導標などを随時整備し、利用者による植生の破壊を未然に防止する。なお、植生が破壊された箇所については、早急に植生復元を実施するよう検討する。

(2) 一般公共施設

自然保護事務所又は関係県国立公園主管部局は、一般公共事業の事業者に対し、国立公園内で実施する事業について事前にヒアリングを実施し、自然公園行政との調整を十分に図るよう指導するものとする。

第5 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

ア 土地

谷川に環境省所管地74,466㎡(昭和37.3.31)がある。
巡視を徹底し、不法行為などがないよう努めるものとする。

イ 建築物及びその他の工作物

谷川の所管地に野外炊事棟、便所、野外炉、東屋などの建物のほか、水道、下水道、標識などの工作物がある。

これらの施設については、巡視を徹底し、施設の状態を常に把握して適正な維持管理に努めるものとする。なお、老朽化が激しい施設については、再整備など今後の取扱いを含めて検討する。

第6 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

ア 自然に親しむ運動

谷川・苗場地域の優れた自然環境を通じて、利用者の自然に対する理解を深めるため、地元関係機関と協力して自然観察会や自然解説者を養成する研修会などを実施するよう努める。

イ ビジターセンターなどの利用・運営

地元自治体や宿舎事業など利用拠点となる施設及びバスなど利用者が利用する施設の事業者の協力を得て、パンフレット、ビデオプログラム及び案内放送などを利用者に提供し、自然に関する理解の深化、マナーの向上など普及啓発に努める。

ウ 自然研究路などの利用、管理

谷川連峰や苗場山の登山道については、山頂への動線としての機能に加えて、自然解説板などを設置することにより、自然保護への普及啓発の機能も持たせるようにする。

登山道の管理については、公園事業者は必要に応じ巡視を行い、事故の防止に努めるものとする。また、関係機関と協力して登山道の情報を得て、危険箇所や崩壊箇所がないか、現状を把握するよう努めるものとする。

エ 解説板の整備方針

登山道などにおいて、セルフガイドとして十分機能するような自然解説板やパンフレット整備

する。

また、設置者は自然解説板などの施設の維持管理に努めるものとし、老朽化したものについては、設置者が速やかに撤去し、風致景観の保全を図るとともに、利用者に不正確な情報を提供することを防止する。

(2) 利用者の規制

ア 自動車利用

過剰利用が認められる谷川岳東面周廻線道路（車道）事業（国道291号）の土合から一の倉沢までの道路未改良区間については、関係機関と協力の上、自動車の利用規制及び公害の少ない代替輸送機関の導入について検討する。

イ 野営

野営場及び野営指定地以外でのキャンプ行為は自粛するよう強く指導する。

ウ 夏スキー

積雪期以外のスキー利用者の無秩序な立ち入りは、高山植生を荒廃させるため、関係機関と協力の上、適正な利用のあり方を検討する。また、必要に応じ、パンフレットや指導標により、利用者に協力を求めるものとする。

エ 高層湿原やお花畑への立入

登山者に対し、自然の脆弱さや植生復元の困難さを理解させ、高層湿原やお花畑への立入禁止を強く指導する。

オ ヘリコプターの使用

騒音などにより他の利用者に不快感をあたえるだけでなく、野生生物への影響も予想されるため、遭難者救助など特に必要と認められる場合を除き、ヘリコプターによる遊覧飛行、スキーなどは自粛するよう指導する。

ただし、津南町のヘリスキーは、自然環境への影響を調査し、取扱いについて検討する。

カ スノーモービルの使用

騒音、排気ガスなどにより他の利用者に不快感をあたえるだけでなく、野生生物への影響も予想されるため、遭難者救助など特に必要と認められる場合を除き自粛するよう指導する。なお、スキー場の管理運営上必要なスノーモービルの使用についてはこの限りでない。

キ マウンテンバイク及びオフロードバイクの登山道などへの乗り入れ

歩行者の安全を脅かすだけでなく、歩道施設の損傷、植生の破壊など、公園の保護と利用に悪影響をあたえるため、今後とも持ち込みを自粛するよう指導する。また、恒常的に乗り入れが認められる地域については、ゲート及び制札などを設置し、乗り入れの自粛を求めるほか、車馬等乗り入れ規制地域の指定も検討する。

ク パラグライダーなどの使用

パラグライダー及びハンググライダーについては、他の利用者に対する安全性の問題及び風致景観上の支障に鑑み、スキー場のゲレンデなど限定された場所での使用に限るよう指導する。

ケ 密猟や盗採の防止

マニアや自然保護意識の欠如に起因する動物の密猟及び植物の盗採を防止するため、必要に応じ制札を設置するほか、関係機関と協力の上、パトロールを実施するよう努める。

コ ペットの持ち込み

周辺の自然環境への影響に鑑み、山岳部へのペットの持ち込みは自粛するよう指導する。

(3) 利用者の安全対策

ア 登山者の安全対策

登山者の安全確保のため、公園事業者は歩道や標識類などの施設の整備、維持管理及び点検に努めるものとする。なお、老朽化したものについては、設置者が速やかに撤去し、風致景観の保全を図るとともに、利用者に不正確な情報を提供することを防止する。

利用拠点や利用通過点となる宿舎、休憩所などの事業執行者や公共輸送機関及び地元関係機関などの協力を得て、適切な登山情報の提供に努める。中高年の登山者へも十分に配慮するものとする。

岩登り、冬期登山など危険を伴う登山の他、一般の登山についても、関係機関の協力を得て、登山届けを提出するよう周知徹底するよう努めるものとする。

第7 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

公園事業執行者や地元関係機関の協力を得て、利用者に自然の中に放置されたゴミが周辺の自然環境に与える影響を周知させることで、ゴミ持ち帰りの意識を徹底させ地域の美化に努める。

また、地元関係機関と協力して、公園事業者や地元関係者及び利用者による美化清掃活動を誘導するよう努める。

特に、谷川三国地域については、「谷川岳をきれいにする会」の活動に協力するものとする。

(2) 修景緑化計画

自然環境に人為を加える場合には、現存する植生をできるだけ保存する措置を講ずるものとする。なお、行為に伴う支障木や支障となる表土は仮植、仮置の上周辺の修景緑化に利用するよう指導する。

緑化に使用する植物は、原則として、郷土種とする。

既存の建築物などの人工物で、風致景観上支障があると認められる工作物については、周辺に修景緑化を行うか、又は、自然材料又は自然材料を模した材料で被覆するなど、自然景観に調和するものとなるよう指導する。

第8 その他

ア 自然公園指導員の活動を充実させるため、地区事務所と指導員及び指導員間の情報交換に努める。

イ 国際化に対応するため、標識類やパンフレットなどに外国語を併記するよう検討する。

【谷川・苗場地域管理計画検討会名簿】

< 検討員 >

座長	吉田茂作	群馬県自然環境保全審議会委員（武尊山観光開発株式会社常務取締役）
	和田 清	信州大学教育学部教授
	樋熊清治	新潟県自然環境保全審議会委員
	中島喜代	水上山岳会会長（平成 8 年 6 月逝去）

< 関係行政機関 >

飯山営林署長	群馬県自然環境課長	中之条町長
沼田営林署長	新潟県環境企画課長	水上町長
六日町営林署長	新潟県観光課長	新治村長
中之条営林署長	長野県環境自然保護課長	中里村長
水上営林署長		塩沢町長
		湯沢町長
		津南町長
		栄村長

< 幹 事 >

中部地区自然保護事務所長

【谷川・苗場管理計画作成経緯及び検討経緯】

年 月 日	事 項	概 要
H 7 . 1 2 . 1 2	第 1 回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市「群馬県婦人会館」にて開催 ・事務局より管理計画の制度、趣旨及び作成の手順などを説明 ・検討員及び関係行政機関から意見聴取、意見交換
H 8 . 3 . 1 3	第 2 回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沢町「新ゆざわ荘」にて開催 ・奥清津発電所、苗場ふれあいの里、苗場プリンスホテルなど現地調査 ・第 1 回検討会で提示された問題点の整理 ・事務局より管理計画の骨子を提示 ・検討員及び関係行政機関から意見聴取、問題点の検討
H 9 . 2 . 6	第 3 回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市「群馬県婦人会館」にて開催 ・事務局より素案を提示 ・検討員及び関係行政機関から意見聴取
H 9 . 2 . 1 7 ~ 1 9	関係町村個別ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・関係 8 町村と個別の連絡調整
H 9 . 2 . 2 1	中央連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局より調整状況及び素案の説明 ・本庁担当係より質疑応答 ・普通地域の取扱については、ペンディング
H 9 . 3 . 6 ~ 7	関係県個別ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・関係 3 県と個別の連絡調整
H 9 . 3 . 1 7	関係営林署との調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋営林局沼田営林署にて開催 ・関係 5 営林署との調整会議
H 9 . 3 . 2 6	第 4 回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局より素案の提示

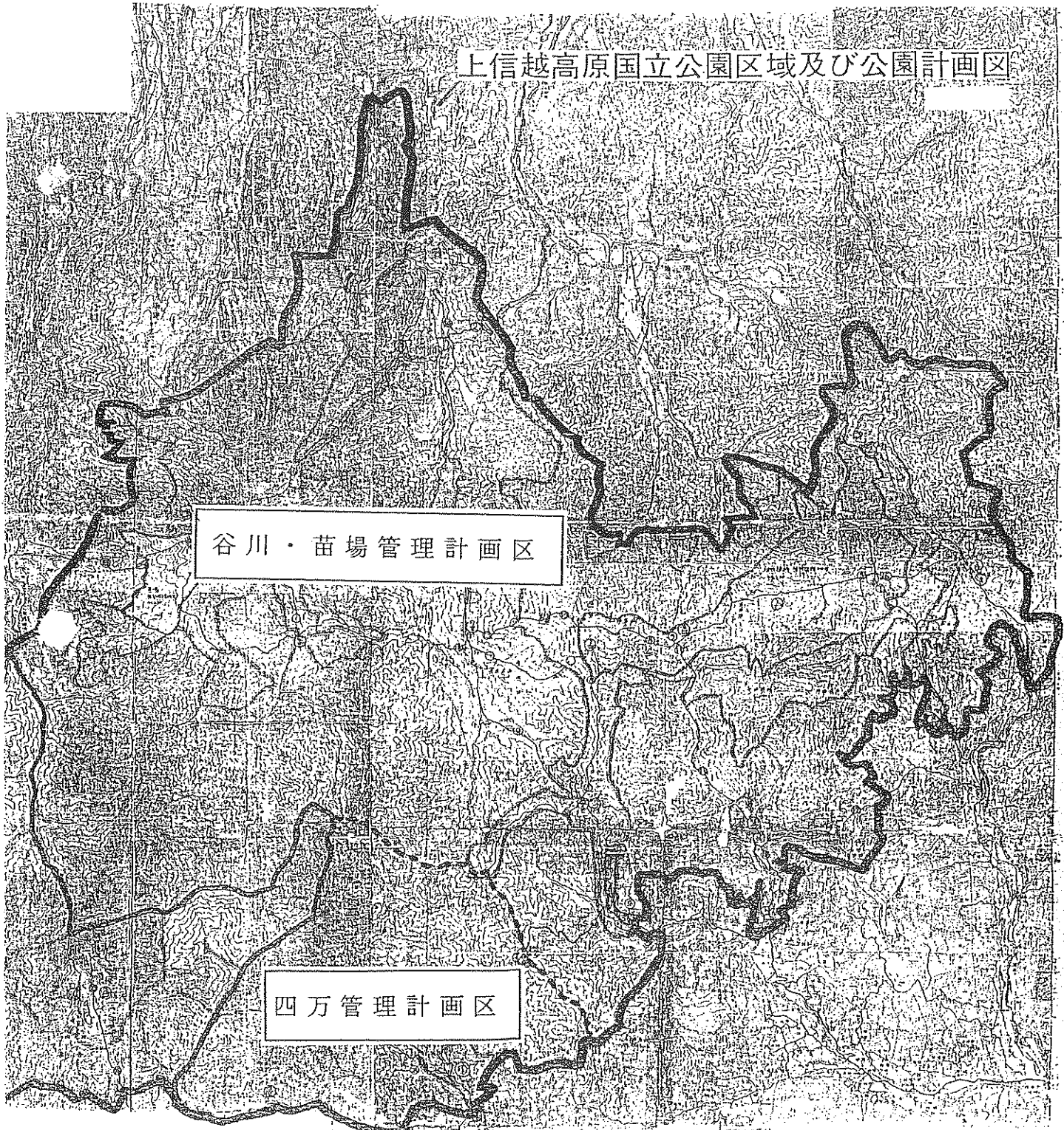
谷川・苗場地域
管理計画区区分図

管理計画区区分線（点線）は、中之条町の行政界とする
本図は、公園計画図を元に作成した

上信越高原国立公園区域及び公園計画図

谷川・苗場管理計画区

四万管理計画区



第四条を次のように改める。
 第四條 削除
 第六條第五号ハを次のように改める。
 八 国内産糖についての交付金の交付に關する事項
 第六條第五号ニを削り、同條第六号中「砂糖類」を「砂糖」に改める。
 附則に次の一條を加ふる。
 (砂糖生産振興事業)
 第十一條 法附則第十一條第一項の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。
 一 砂糖の製造事業又はその原料作物に係る農業の経営又は技術の指導に關する事業
 附則

第一條 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。
 (加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則等の一部改正)
 第二條 次に掲げる省令の規定中「砂糖類價格安定等助定」を「砂糖價格調整助定」に改める。
 一 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則(昭和四十年農林省令第五十一号) 第七條
 二 肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則(平成元年農林水産省令第四十六号) 第九條(農林水産省組織規程の一部改正)
 第三條 農林水産省組織規程(昭和六十年農林水産省令第七号)の一部を次のように改正する。
 第十二條第三項第二号中、「ぶどう糖を削る。」を「ぶどう糖を削る。」と改める。
 自治省令第四十三号

航空機燃料費と税法施行規則の一部を改正する省令
 航空機燃料費と税法施行規則(昭和四十七年自治省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
 別表第二中「新設別空港」を「紋別空港」に改める。
 別表第四中「広島西飛行場」の下に、「天草飛行場」を加ふる。
 自治大臣 西田 司

環境庁告示第六十一号
 自然公園法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十一号) 第十一條第三十項の規定に基づき、上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を次のように定める。
 平成十二年九月六日 環境庁長官 川口 順子

告示

この省令は、公布の日から施行する。
 改正後の別表第二及び別表第四の規定は、平成十二年九月六日以後の年度分の航空機燃料費と税に適用し、平成十一年度分までの航空機燃料費と税については、なお従前の例による。
 上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
 (区域の範囲)
 第一條 この告示において、次の各号に掲げる区域の範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 一 湯檜曾地区 群馬県利根郡水上町大字湯檜曾の一部
 二 北浅間地区 群馬県吾妻郡長野原町大字北浅間及び同郡嬬恋村大字鎌原の各一部
 三 赤倉地区 新潟県中頸城郡妙高高原町内園有林上越森林管理署二九林班の一部及び同町大字赤倉、大字田切及び大字田口の各一部
 四 菅平運動場地区 長野県小県郡真田町大字長の一運動場地区
 五 志賀高原地区 長野県下高井郡山ノ内町大字平原の一部
 六 戸隠中社地区 長野県上水内郡戸隠村大字戸隠字中社の全部
 七 戸隠宝光社地区 長野県上水内郡戸隠村大字戸隠字宝光社地区の一部
 八 前項各号に掲げる区域の範囲を表示した図面は、環境庁並びに群馬県庁、新潟県庁及び長野県庁に備え付けて供覧する。
 (湯檜曾地区に係る基準の特例)
 第二條 湯檜曾地区内において行われる自然公園法施行規則(以下「規則」といふ)第十一條第一項に規定する行為については、同項中「規定の例による」は、当該建築物の高さ(避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る)を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第四項及び第六項において同じ。)が十三メートル(その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであることとする。とあるのは、「規定の例による」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 湯檜曾地区内において行われる規則第十一條第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは、「第一号に掲げるところ」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 湯檜曾地区内において行われる規則第十一條第六項に規定する行為については、同項中「第五号まで並びに第四項第七号及び第九号から第十一号までの規定の例による」は、「第五号の規定」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 (北浅間地区に係る基準の特例)
 第三條 北浅間地区内において行われる規則第十一條第四項、第六項又は第十項に規定する行為については、同条第四項第七号、第九号及び第十号(同条第六号を含む)並びに同条第十項第三号から第五号までの規定中「水平投影外周線」とあるのは、「壁面線(建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。以下「壁面線」と読み替へて、これらの項の規定を適用する。)
 北浅間地区内において行われる規則第十一條第四項又は第六項に規定する行為については、同条第四項第七号から第十号までの規定中「建築物の地上部分の水平投影面積」とあるのは、「建築物基準法施行令第二條第一項第二号に掲げる建築物面積」と読み替へて、同条第四項及び第六項の規定を適用する。
 北浅間地区内において行われる規則第十一條第四項に規定する行為については、前二項の規定によるほか、同条第四項第九号及び第十号中「五メートル」とあるのは、「三メートル」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 北浅間地区内において行われる規則第十一條第五項に規定する行為については、同条第二号の表の中欄中「パーセント以下」と及び「十五パーセント以下」とあるのは、「二十パーセント以下」と、同表の下欄中「パーセント以下」とあるのは、「三十パーセント以下」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 北浅間地区内において行われる規則第十一條第十項に規定する行為については、第一項の規定によるほか、同条第十項第二号中、「第二種特別地域に係るもの」にあつては四十八パーセント以下、第三種特別地域に係るものにあつては六十パーセント以下とあるのは、「六十パーセント以下」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 (赤倉地区に係る基準の特例)
 第四條 赤倉地区内において行われる規則第十一條第二項、第四項又は第六項に規定する行為については、同条第二項中「避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る)を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差」とあるのは、「建築物基準法施行令第二條第一項第六号に規定する算定方法により算定した高さ」と読み替へて、第二項、第四項及び第六項の規定を適用する。
 赤倉地区内において行われる規則第十一條第二項に規定する行為については、前項の規定によるほか、同条第二項中「十三メートル」とあるのは、「二十メートル」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 赤倉地区内において行われる規則第十一條第四項に規定する行為については、第一項の規定によるほか、同項第三号中「二十三メートル」とあるのは、「二十メートル」と同項第六号中「こと」とあるのは、「こと、ただし、分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅若しくは保養所の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築であつて、総建築面積の敷地面積

ものに限る)を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第四項及び第六項において同じ。)が十三メートル(その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであることとする。とあるのは、「規定の例による」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 湯檜曾地区内において行われる規則第十一條第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは、「第一号に掲げるところ」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 湯檜曾地区内において行われる規則第十一條第六項に規定する行為については、同項中「第五号まで並びに第四項第七号及び第九号から第十一号までの規定の例による」は、「第五号の規定」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 (北浅間地区に係る基準の特例)
 第三條 北浅間地区内において行われる規則第十一條第四項、第六項又は第十項に規定する行為については、同条第四項第七号、第九号及び第十号(同条第六号を含む)並びに同条第十項第三号から第五号までの規定中「水平投影外周線」とあるのは、「壁面線(建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。以下「壁面線」と読み替へて、これらの項の規定を適用する。)
 北浅間地区内において行われる規則第十一條第四項又は第六項に規定する行為については、同条第四項第七号から第十号までの規定中「建築物の地上部分の水平投影面積」とあるのは、「建築物基準法施行令第二條第一項第二号に掲げる建築物面積」と読み替へて、同条第四項及び第六項の規定を適用する。
 北浅間地区内において行われる規則第十一條第四項に規定する行為については、前二項の規定によるほか、同条第四項第九号及び第十号中「五メートル」とあるのは、「三メートル」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 北浅間地区内において行われる規則第十一條第五項に規定する行為については、同条第二号の表の中欄中「パーセント以下」と及び「十五パーセント以下」とあるのは、「二十パーセント以下」と、同表の下欄中「パーセント以下」とあるのは、「三十パーセント以下」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 北浅間地区内において行われる規則第十一條第十項に規定する行為については、第一項の規定によるほか、同条第十項第二号中、「第二種特別地域に係るもの」にあつては四十八パーセント以下、第三種特別地域に係るものにあつては六十パーセント以下とあるのは、「六十パーセント以下」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 (赤倉地区に係る基準の特例)
 第四條 赤倉地区内において行われる規則第十一條第二項、第四項又は第六項に規定する行為については、同条第二項中「避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る)を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差」とあるのは、「建築物基準法施行令第二條第一項第六号に規定する算定方法により算定した高さ」と読み替へて、第二項、第四項及び第六項の規定を適用する。
 赤倉地区内において行われる規則第十一條第二項に規定する行為については、前項の規定によるほか、同条第二項中「十三メートル」とあるのは、「二十メートル」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 赤倉地区内において行われる規則第十一條第四項に規定する行為については、第一項の規定によるほか、同項第三号中「二十三メートル」とあるのは、「二十メートル」と同項第六号中「こと」とあるのは、「こと、ただし、分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅若しくは保養所の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築であつて、総建築面積の敷地面積

及び「三十パーセント以下」とあるのは、「四十パーセント以下」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 北浅間地区内において行われる規則第十一條第六項に規定する行為については、第一項及び第二項の規定によるほか、同条第六項中「並びに第四項第七号及び第九号から第十一号まで」とあるのは、「第四項第十一号並びに上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件(平成十二年九月環境庁告示第六十一号) 第三條第三項の規定により読み替へられた第四項第九号及び第十号」と、同項第二号中「前項第二号」とあるのは、「第四項第六号」と「地域及び敷地面積の区分」とあるのは、「地域の区分」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 北浅間地区内において行われる規則第十一條第十項に規定する行為については、第一項の規定によるほか、同条第十項第二号中、「第二種特別地域に係るもの」にあつては四十八パーセント以下、第三種特別地域に係るものにあつては六十パーセント以下とあるのは、「六十パーセント以下」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 (赤倉地区に係る基準の特例)
 第四條 赤倉地区内において行われる規則第十一條第二項、第四項又は第六項に規定する行為については、同条第二項中「避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る)を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差」とあるのは、「建築物基準法施行令第二條第一項第六号に規定する算定方法により算定した高さ」と読み替へて、第二項、第四項及び第六項の規定を適用する。
 赤倉地区内において行われる規則第十一條第二項に規定する行為については、前項の規定によるほか、同条第二項中「十三メートル」とあるのは、「二十メートル」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 赤倉地区内において行われる規則第十一條第四項に規定する行為については、第一項の規定によるほか、同項第三号中「二十三メートル」とあるのは、「二十メートル」と同項第六号中「こと」とあるのは、「こと、ただし、分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅若しくは保養所の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築であつて、総建築面積の敷地面積

ものに限る)を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第四項及び第六項において同じ。)が十三メートル(その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであることとする。とあるのは、「規定の例による」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 湯檜曾地区内において行われる規則第十一條第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは、「第一号に掲げるところ」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 湯檜曾地区内において行われる規則第十一條第六項に規定する行為については、同項中「第五号まで並びに第四項第七号及び第九号から第十一号までの規定の例による」は、「第五号の規定」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 (北浅間地区に係る基準の特例)
 第三條 北浅間地区内において行われる規則第十一條第四項、第六項又は第十項に規定する行為については、同条第四項第七号、第九号及び第十号(同条第六号を含む)並びに同条第十項第三号から第五号までの規定中「水平投影外周線」とあるのは、「壁面線(建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。以下「壁面線」と読み替へて、これらの項の規定を適用する。)
 北浅間地区内において行われる規則第十一條第四項又は第六項に規定する行為については、同条第四項第七号から第十号までの規定中「建築物の地上部分の水平投影面積」とあるのは、「建築物基準法施行令第二條第一項第二号に掲げる建築物面積」と読み替へて、同条第四項及び第六項の規定を適用する。
 北浅間地区内において行われる規則第十一條第四項に規定する行為については、前二項の規定によるほか、同条第四項第九号及び第十号中「五メートル」とあるのは、「三メートル」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 北浅間地区内において行われる規則第十一條第五項に規定する行為については、同条第二号の表の中欄中「パーセント以下」と及び「十五パーセント以下」とあるのは、「二十パーセント以下」と、同表の下欄中「パーセント以下」とあるのは、「三十パーセント以下」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 北浅間地区内において行われる規則第十一條第十項に規定する行為については、第一項の規定によるほか、同条第十項第二号中、「第二種特別地域に係るもの」にあつては四十八パーセント以下、第三種特別地域に係るものにあつては六十パーセント以下とあるのは、「六十パーセント以下」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 (赤倉地区に係る基準の特例)
 第四條 赤倉地区内において行われる規則第十一條第二項、第四項又は第六項に規定する行為については、同条第二項中「避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る)を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差」とあるのは、「建築物基準法施行令第二條第一項第六号に規定する算定方法により算定した高さ」と読み替へて、第二項、第四項及び第六項の規定を適用する。
 赤倉地区内において行われる規則第十一條第二項に規定する行為については、前項の規定によるほか、同条第二項中「十三メートル」とあるのは、「二十メートル」と読み替へて、同項の規定を適用する。
 赤倉地区内において行われる規則第十一條第四項に規定する行為については、第一項の規定によるほか、同項第三号中「二十三メートル」とあるのは、「二十メートル」と同項第六号中「こと」とあるのは、「こと、ただし、分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅若しくは保養所の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築であつて、総建築面積の敷地面積

〇吉野熊野国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件(同六一)
 〇日本国に帰化を許可する件(法務三三五)
 〇ハリケーン災害復興用機材・資材整備計画のための贈与に関する日本国政府とエル・サルヴァドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務三八〇)
 〇乳幼児疾病対策計画のための贈与に関する日本国政府とエル・サルヴァドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三八二)
 〇サンタクルス北西部地方道路整備計画のための贈与に関する日本国政府とボリビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三八二)
 〇新生児破傷風・はしか予防接種拡大計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三八三)
 〇食糧増産援助に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三八四)
 〇インドネシア共和国における食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件(同三八五)
 〇ケニア共和国内の干ばつ被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件(同三八七)

〇砂糖の価格安定等に関する法律施行規則第五條の二の農林水産大臣が定める用を定めた等の件(農林水産一七四)
 〇郵便局に関する件(郵政五六一、五六二)
 〇道路に関する件(建設一八四〇、一八四一)
 〇航空機燃料費と税法第一條第二項の市町村を指定する件の一部を改正する件(自治二一八)

地方公共団体
 法人の業務再開命令、行旅死亡人関係
 会社その他
 会社決算公告

官報

大蔵省印刷局発行

目次

(政令)

〇航空機燃料費と税法施行令の一部を改正する政令(四一八)
 〇予算決算及び会計令の一部を改正する政令(四一九)
 〇砂糖の価格安定等に関する法律施行令及び農畜産業振興事業団法施行令の一部を改正する政令(四二〇)
 〇金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第四條第三項等の政令で定める日定める政令(四二二)

(省令)

〇砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令(農林水産八三)
 〇航空機燃料費と税法施行規則の一部を改正する省令(自治四三)

(告示)

〇上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件(環境庁六一)

(人事異動)

内閣 科学技術庁 法務省 最高裁判所 埼玉県

(皇室事項)

労働 労働保険審査官及び労働保険審査会法第五條の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について(労働省)

(官庁報告)

官庁 特定非営利活動促進法第十條第二項、証書無効関係
 裁判所 相続、公示催告、失踪、遺産、免責、特別清算、再生関係

(公告)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(湯檜曽地区)



上信越高原国立公園
湯檜曽地区

区域線表示

①-②	工作物(橋)(下流)界
②-③	国有地界
③-④	鉄道敷(除)界
④-⑤	土地所有別(民・民)界
⑤-⑥	国有地界
⑥-⑦	工作物(公園)(除)界
⑦-①	道路敷(除)界

1:10,000

